

子ども・子育て関連3法を 活用し新たな支援の実施を

公明党 出口けい子

問 子育て環境の充実を図るため、子ども・子育て関連3法が成立した。新制度での新たな支援策を実施するには、子ども・子育て支援事業計画を策定する必要がある。策定に当たり、保育園などの現場や子育て家庭の声を反映させるため、子ども・子育て会議を設置しないか。新制度で

は、幼稚園と保育園が一体的に運営を行う、幼保連携型認定こども園を拡充することとなった。本市でも、積極的な誘導を望むがどうか。また、病児・病後児保育に対しても財政支援がある。医療機関の確保や公的機関での実施も検討すべきと思うがどうか。
答 市町村子ども・子育て会議の設置は努力義務であるが、地域の子育てニーズの反

映や子育て家庭の実情を踏まえた新たな制度への取り組みのため、設置していきたい。幼保連携型認定こども園は、特に低年齢の待機児童解消に有効と考える。認可幼稚園に対して、積極的に情報提供するとともに、意向を伺いながら誘導を図っていきたい。また、病児・病後児保育は、市民の要望もあり、実施する施設が必要と考えている。開設に向け、本市の実情に合った施設となるよう、医療機関や医師会などに働きかけていきたい。
(ほかに「高齢者・障がい者の身体能力を高める対策について」を質問)

オスプレイが厚木基地に飛来しないよう国への訴えを

越川 好昭

問 沖縄県那覇市長は、新聞社のインタビューに対し、経済援助などはいらなから基地を返してほしいと述べている。沖縄県民は命と生活を守るため、米軍基地の撤去が必要と考えており、本市も同じであると思う。厚木基地周辺の市民団体は、墜落の危険性が高いMV-22オスプレイが、厚木基地に飛来しないよう米海軍厚木基地などに申し

入れた。さらに、1000人規模の集会も予定している。市は、オスプレイ配備に関して、どのような説明を受けているのか。また、オスプレイが厚木基地に飛来しないよう、強く国に訴えるべきと思うが。
答 オスプレイの訓練に、厚木基地が使用されるという報道があり、県副知事と基地関係11市で防衛省に出向き、事実確認と情報提供を求めた。防衛省からは、今後の訓練などでは、広く本土各地の施設、区域へも飛来すると聞いているが、詳細は承知していないとの説明を受けた。また、オスプレイが厚木基地に飛来することは、騒音被害などに悩まされてきた市民にとって、さらなる負担増となることから、到底容認できるものではない。引き続き、県や周辺市と連携して、厚木基地を使用することのないよう、国や米軍に対して求めていく。
(ほかに「市内企業の景況把握と対策について」を質問)

深谷落合地区まちづくり事業では正確な情報の提供を

二見 昇

問 深谷落合地区のまちづくり事業では、地権者が家族や財産を守るため、正確な情報を得て、賢明な判断をすることが重要である。事業推進の前提条件は、(仮称)綾瀬インターチェンジ設置と誘致する企業の顔が見えていることと聞いているが、間違いないか。まちづくり促進協議会の資料に、仮同意で過半数の賛同があれば組合施行を進める

とあるが、その認知度は低い。周知はどのように行ったのか。また、促進協議会では、新幹線下の比留川に設置されている矢板せきを、平成28年度に撤去すると説明された。どのような工程で行うのか。
答 (仮称)綾瀬インターチェンジは、環境影響予測評価の手続きが完了し、実施計画書が策定された。今年度中には、連結許可を得られるよう手続きを進めていく。企業誘致は、平成25年度から担当課長を置くなど、本同意の段階で進出候補企業の顔が見えるようにしていきたい。仮同意の内容は、検討会やまちづくりニュース、個別訪問で周知している。さらに個別訪問では、地権者の不安や疑問の解消に努めている。また、矢板せきは、浸水被害の分散を目的に設置したが、28年度を目標に下流の整備を県が進めており、完了後、撤去していく。
(ほかに「本市職員の諸手当について」を質問)

災害時の要援護者支援に新たな仕組みを検討しないか

森藤 紀子

問 災害時の要援護者支援対策である、地域要援護者登録制度は、支援者には10人以上の登録者を受け持つこともあるなど、負担が大きい。要援護者には自ら支援者を見つけて、地域の役員への情報提供も同意してもらおう、茅ヶ崎市

報を知られることに抵抗があるとの声を聞く。中野区では条例で、提供された個人情報、別の目的で使用した際の罰則規定を設けているが、こうした条例を制定しないか。要援護者が避難する福祉避難所は、登録者数から見ると、不足していると思うがどうか。
答 支援の担い手不足は承知しているが、各地域で支援体制が異なることから、今後

も地域での対応をお願いしたい。なお、今後、高齢者と障害者の個別支援計画を作成する際には、支援体制の検討はしたい。また、条例の制定は、個人情報取り扱いについて、地域の方々への周知に努めていくことから、現在のところ考えていない。市域防災計画の見直しで被害想定が変更され、福祉避難所受け入れる要援護者数も増加した。現在、11ある福祉避難所のさらなる確保が必要ことから、民間福祉施設なども視野に入れて検討していく。
(ほかに「これからの子ども・子育て支援について」を質問)

一般質問とは

一般質問とは、議員が市の行政(一般事務)全般にわたり、市側に対し事務執行の状況及び将来に対する方針などについて所信をただし、あるいは報告、説明を求め、または疑問をただすことをいいます。質問は、議会に上程された議案とは関係なく、市の行政全般について認められるもので、議案に関する質疑とは本質的に異なり、質問には意見を加えても差し支えないとされています。また、議員主導による政策論議であることから、質問する議員はもちろん、受ける執行機関も十分な準備が必要であるため通告制になっています。

本市議会では、通告の際、質問の方法(一括か一問一答)を議員が選択することになっています。議場では、1回目は登壇して通告内容すべてにわたり質問し、2回目からは自席で行います。

質問の方法

【一括方式】

第1回目の質問は通告したすべての質問をまとめて行い、再質問は必要なものをまとめて行う方式。

再質問の回数は2回までとし、質問時間は50分以内。

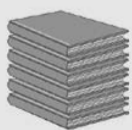
【一問一答方式】

第1回目の質問は通告したすべての質問をまとめて行い、再質問は1問ごとに行う方式。50分の時間制限内であれば、再質問の回数は無制限。



詳しい内容は 会議録で

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部を掲載しています。



詳しくは、市役所内情報公開コーナー、市立図書館、市議会に備えてある会議録をご覧ください。

また、インターネットでも、会議録の閲覧や検索ができます。市ホームページかアドレス<http://www.kaigiroku.net/kensaku/ayase/ayase.html>からご利用ください。

なお、12月定例会の会議録は、2月下旬から閲覧できる予定です。

